

## 別紙6

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本契約は、施設の入居企業フロア共用部の空調室外機の修繕である。 修繕にあたり、10者による指名競争入札を行った結果、入札者が1者であるため入札を取り止めた。しかし、再度、競争入札に付すと施工が冬期に入り、共益費を徴収している入居企業への適切なサービス提供ができない期間が生じる。また、当該室外機の修繕部品の一部は在庫品のみであり、発注時期の遅れにより部品の確保ができなければ、修繕ができなくなる。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>光陽電気(株)は入札参加資格者名簿に登載されており、「岐阜県建設工事発注基準」に基づく当該工事の指名競争入札に参加対象となる管工事C等級格付け建設業者である。</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>1に同じ。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>光陽電気(株)は、指名競争入札（産技第495号）で入札した建設業者であり、過去に複数の県発注工事の受注実績を有しており、本契約を履行しない恐れがない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。